第2回相馬市復興推進計画地域協議会会議次第

日 時 平成27年9月30日(水)午後1時30分~ 会 場 相馬市役所 5階第3委員会室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 相馬市復興推進計画案について
 - (2) その他
- 5 閉会

相馬市復興推進計画

平成 2 7 年 月 日 福 島 県 相 馬 市

計画の区域 相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、死者458名、地震・津波による住家被害が全壊1,097棟を含む5,823棟など、人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、震災以降、製造品出荷額等が5,139億円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市のみならず相双地方の物流拠点であった相馬港の施設が津波により甚大な被害をうけ、さらにJRは、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、相馬地方から首都圏へのアクセスが断たれたことで、物流機能が低下し、地域経済に大きな支障が生じている。

このような中、本市では、平成27年4月に改定した「相馬市復興計画Ver.2.2」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上、人材育成の推進等を図り、地域経済を活性化させていくことを目的として、「中核工業団地への企業誘致」の推進を掲げている。

これを受け、本事業を実施することにより、本市の産業の中核である金属製品製造業を担う事業者の、相馬中核工業団地での製造能力増設のための製造工場新設工事を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである金属製品製造業において、雇用機会の創出、地域経済の活性化を図るため、立地企業の生産施設強化に向けた製造工場新設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進 事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の 内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社東北三之橋(以下「対象事業者」という。)が、本市 光陽において、鋲螺釘および自動車部品の製造能力増設のための製造工場新設 を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

金属製品製造業は、本市の製造業における売上高で、第3位に位置付けられている本市の中核的産業である。また、本事業は、金属製品製造業の売上高の約28%を占める対象事業者が実施するものであり、5人の新規雇用を創出する予定である。

そのため、対象事業者が行う鋲螺釘および自動車部品の製造能力増設のための製造工場新設による雇用効果や経済効果は、目標に掲げた「産業の中核を担う事業者の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名株式会社七十七銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定 金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置) 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

鋲螺釘および自動車部品の生産設備の整備を行う対象事業者は、本市における金属製品製造業における代表的な事業者であり、その売上高および従業員数は当市に事業所を有する金属製品製造業の事業者の中でもトップクラスを誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする相 馬市復興推進計画地域協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づ く協議を行った。

第2回相馬市復興推進計画地域協議会 会議概要

日時	平成 27 年 9 月 30 日 (水) 13:30~
場所	相馬市役所 5 階 第 3 委員会室
構成員	相馬市 福島県 株式会社東北三之橋 株式会社七十七銀行

【会議次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 相馬市復興推進計画案について
 - (2) その他
- 6 閉会

【会議録】

	T	,
次第	発言者	内容
2 挨拶	企画及策	復興推進計画を申請するに当たっては、復興特区法において、本協議会の場で、申請する復興推進計画について協議を行わなければならないものと規定されており、復興推進計画の策定主体である相馬市、関係地方公共団体でもある福島県、事業の実施主体、利子補給金の支給を受ける金融機関の皆様に、お集まりいただいて、策定する復興推進計画について、ご協議いただきたいと思います。今回協議する具体的な内容につきましては、相馬中核工業団地の東地区に立地する株式会社東北三之橋が実施する鋲螺釘および自動車部品の製造能力増設のための製造工場新設を行うために必要な資金を貸し付ける金融機関への復興特区支援利子補給金の支給についての計画となります。 株式会社東北三之橋様につきましては、平成17年に操業され、その後、2期工事において自動車部品の一貫生産体制を確立され、現在においては、本市金属製品製造業売上高の約28%を占める中核的な企業であります。 今回協議します案件は、復興計画に掲げている地域経済の活性及び再生、そして雇用の確保に繋がる案件でありますので、皆様の意見を聞きながら、復興推進計画の作成について、ご協議いただければと思います。
5 議事 (1)推進 計画	企画政策 部長	それでは、議題の(1)相馬市復興推進計画案について、事務局より説明お願いします。

	復興推進計画案についてご説明させていただきます。	
	事務局	及衆用地可
		本市おける金属製品製造業の対象事業者が行う鋲螺釘および自動車 部品の製造能力増設のための製造工場新設を支援することで、目標に 掲げた、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図ることを達成す るために計画に位置づけるものです。
		以下、相馬市復興推進計画(案)について説明。
	企画政策	只今の説明について、皆様からのご意見・ご質問を頂きたいと思いま
	部長	す。
	委員	意見・質問なし
	企画政策	「相馬市復興推進計画(案)」について、原案のとおり決定することに
部長 委員		ご異議ありませんか。
		異議なし
	企画政策	ご異議なしと認め、「相馬市復興推進計画(案)」については、原案の
	部長長	とおり決定とさせていただきます。
5 議事	事務局	ただ今承認をいただいた「相馬市復興推進計画」については、所定の
(3) その		手続きを行った上で、復興庁福島復興局へ提出いたします。
他		

相馬市復興推進計画地域協議会名簿

番号	区分	役職	氏名	備考
1	相馬市	企画政策部長	橘川 茂男	
2	福島県相双地方振興局	地域づくり・商工労政課主任主査	太田 敦夫	
3	株式会社東北三之橋	総務課長	宍戸 政秀	
4	株式会社七十七銀行	丸森支店 支店長	吉村 博之	